



## <著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。

以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 裁判員裁判

**Q** 本日、裁判所から裁判員候補者となつて旨の通知が届きました。しばらく前に裁判員裁判が導入されたことはニュースなどで知っていますが、どのような制度か分かりませんか。

**A** 裁判員制度は、職業裁判官三名と市民から選ばれた裁判員六名により、一定の重大な刑事事件について審理される裁判制度です。

**Q** もし、相談者が裁判員になった場合は、裁判官とともに刑事事件を審理することになります。

**A** 一般的に、どのような事件が裁判員裁判で裁かれるのでしょうか？

**Q** 裁判員裁判に付されるのは、「死刑又は無期の懲役・禁固に当たる罪に関する事件」や、「法定合議事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関するもの」とされており、いわゆる「重大事件」に限られています。

**A** 具体的には、殺人罪や強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪等がこれに当たります。

**Q** 具体的には、殺人罪や強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪等がこれに当たります。

す。

**Q** 裁判員となることは拒否できないのでしょうか？

**A** 重い疾病などにより裁判所に出頭することが困難な場合や、仕事における重要な業務があり、自身が処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある場合など、一定の事由があれば、就任を辞退することが可能です。

**Q** 制度の実施からかなり経過していますが、どのくらいの事件が裁判員裁判となつていくのでしょうか？

**A** 制度施行から平成二十五年二月末までの間で起訴された事件のうち、裁判員裁判事件の総数は、六千四百六十一件です。

**Q** 今まで裁判員となつた人数はどのくらいでしょうか？

**A** その中で最も多いのは強盗致死傷罪で千五百五十八件、続いて殺人の千三百六十一件、以下、現住建造物等放火五百九十三件、傷害致死が五百五十一件と続いています。

**A** 制度施行から平成二十五年二月末までの間で、裁判員候補者となつたのは、四十二万九千二百二人、実際に裁判員として選任されたのは、二万八千二百二十九人に及びます。

**Q** 裁判員に選任された場合、どのくらいの期間裁判員として働かなければなりませんか？

**A** 終局事件四千六百二十五件の平均職務従事日数は五・〇日となっています。三日から五日程度が最も多いと言えるでしょう。

**Q** また、事件の性質として、自白事件よりも否認事件の方が審理期間が長くなっています。

**A** 自白事件の場合の平均職務従事日数は四・〇日、否認事件の場合には、平均で六・三日となっています。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎〇一―六三一―二三〇〇